

福島県補助犬育成貸与事業実施要綱

1 目的

重度の身体障がい者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、福島県（以下「県」という。）とする。ただし、育成訓練及び貸与は、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う法人（以下「補助犬訓練法人」という。）に委託して行う。

県は、当該育成に直接必要な経費について、予算の範囲内で助成する。

3 貸与対象者

県内に居住する、視覚障がい、肢体不自由又は聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいがある身体障がい者（当該年度内に18歳に達する者を含む）であって、身体障害者補助犬を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる者とする。

4 申請

補助犬の貸与を希望する者（以下「希望者」という。）は、補助犬貸与申請書（第1号様式）に次の書類を添えて居住地の市町村に提出するものとする。

- (1) 補助犬貸与申請書別紙（第2号様式）
- (2) 補助犬飼育承諾書（第3号様式）
- (3) 住民票

5 書類の経由

申請を受けた市町村は、管轄する保健福祉事務所又はいわき地方振興局（以下「保健福祉事務所等」という。）に申請書を送付するものとする。

保健福祉事務所等の長は、申請書を取りまとめ、県保健福祉部長に送付するものとする。

6 候補者の選考

県は、希望者について面接等の方法により必要な調査を行い、貸与候補者（以下「候補者」という。）を選考する。選考にあたっては、補助犬に関する専門的知識を有する者の助言を得るものとする。

7 訓練

候補者は、補助犬訓練法人で行う共同訓練を受けなければならない。

8 訓練結果報告

補助犬訓練法人は、共同訓練の結果を県へ報告するものとする。

9 貸与の決定

県は、共同訓練の結果、貸与が適当と認められるときは、貸与決定を行い、貸与を受ける者及び補助犬訓練法人に通知するものとする。

10 引渡

補助犬訓練法人は、貸与決定の通知に基づき、貸与を受ける者から補助犬の引き渡しについて申し出があったときは、速やかに補助犬を引き渡すものとする。

この場合、貸与を受ける者は、補助犬受領書を2部提出するものとする。

11 貸与を受ける者の義務

補助犬の貸与を受ける者は、次の各項について遵守するものとする。

- (1) 補助犬の飼育管理に責任を持ち、その経費を負担するものとする。
- (2) 次の各号に定める事項に該当するときは、速やかに県に届け出るものとする。
 - (イ) 居住地・氏名等を変更したとき。
 - (ロ) 補助犬が死亡したとき
 - (ハ) 補助犬がその機能を果たさなくなった等の理由により返還するとき

附 則

- 1 この要綱は平成16年4月1日より施行する。
- 2 福島県盲導犬育成貸与事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成17年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年3月30日より施行する。